

## 原典資料翻訳

## ミケランジェロ《ユリウス2世墓碑》の第二次契約書（本契約および仕様書）

友岡真秀

以下は《ユリウス2世墓碑》の制作をめぐる、1513年3月6日にローマ教皇庁とミケランジェロとの間で交わされた第二次契約書である。本契約および、その末尾に記されたミケランジェロ・ブオナローティ（1475-1564）による仕様書の邦訳を記載した。各邦訳の段落は原典に従い、訳者による補足は〔 〕内に挿入した。

## 〔翻訳〕

**ミケランジェロとユリウス2世の遺言執行人との間で交わされたユリウス2世墓碑のための第二次契約書  
1513年3月6日、ローマ**

教皇ユリウス2世の遺言におけるかの善き覚書のゆえに、アジネンシス枢機卿レオナルド猓下<sup>1</sup>と教皇庁主席書記官で掌璽院長たるロレンツォ・プッチ閣下<sup>2</sup>が教皇の遺言執行人を務めるものとする。また他の事柄とあわせて、教皇はご自身の墓碑を建立させることを上記の2名に委託されている。前述の枢機卿猓下と掌璽院長ロレンツォ閣下は、この任務において教皇ユリウス2世の敬虔なる御遺志をあらゆる権能をもって実行する意向である。それゆえ上記の日付に、一方では先の枢機卿猓下とロレンツォ閣下が上記の遺言執行人として、および彼ら自身の名において、他方では高名なる巨匠にしてフィレンツェの彫刻家たるミケラーニョロ氏<sup>3</sup>が、彫刻と教皇ユリウス2世のかの神聖なる記念の墓碑を建立する件に関し、下記の方法および手続きを相互に合意するものとする。

第一に前述のミケラーニョロ氏は、なにがしかの重要なものを建立するという別の仕事を引き受けてはならないことで合意し、契約するものとする。そうした仕事は当該墓碑の建設作業を妨害することになりかねないからである。〔ミケランジェロは〕継続的に当該墓碑の建設作業にのぞむこと。当該墓碑はこの先7年以内に完成させるものとする。本日より制作に着手し、完成させるよう〔制作を〕続けること。当該墓碑の〔すでに作られている〕素描と雛形すなわち立体模型にしたがって、あるいは当該墓碑の更なる名誉と美観のために彼〔ミケランジェロ〕が〔今後〕作りうる限りの素描と模型にしたがって〔完成させること〕。

次の条項が、先に名の挙がった両当事者によって合意されるものとする。すなわち前述のミケラーニョロ氏は、当人の俸給と当該墓碑の報酬として、また建設をするにあたってミケラーニョロが負担するところの全実費として、ミケラーニョロに遅滞なく支払われる16500金ドゥカーティを受け取るものとする。支払いの時期、方法、条件は、下記の通りである。墓碑の彫像群の価値評価および完成度の判断に関しては、〔ミケランジェロが〕自身の名誉と名声を重んじる者であることを鑑み、ミケラーニョロ自身の判断と良心に基づくものとする。

前述のミケラーニョロは次の条項を認めるものである。〔ミケランジェロは〕総額16500金ドゥカーティのうち、先述のユリウス2世による善き覚書にある3500ドゥカーティを受領した。その内訳は、善き覚書に記された1500ドゥカーティ相当と、フィレンツェの商人ベルナルド・ビーニからの2000ドゥカーティである。これ

ら3500ドゥカーティについて彼はその金額を十全であるとし、受領済みであることを承認した。それゆえに、彼およびその相続人、その他の関係者はこの点について了解したものとする。

次の条項が相互に契約される。16500ドゥカーティ相当から上記金額を差し引いた残高である13000ドゥカーティの支払いについて、ミケラーニョロは2年以内に月額200金ドゥカーティを受領するものとし、残る5年間には136ドゥカーティ相当を、先述の総額16500ドゥカーティの支払い満了まで毎月支払うものとする。

次の条項が契約される。ミケラーニョロが当該墓碑を、契約の7年もしくはそれ以前の期間内に先述の素描と模型に拠って仕上げた際には、ミケラーニョロに対して上述の総額が直ちに支払われる。

次の条項が契約される。当該墓碑が不慮の問題もしくは事業の困難さゆえに、あるいはミケラーニョロの健康状態が深刻に損なわれた場合、あるいはその他の事由によって、先述の7年以内に完成し得ない場合にも、ミケラーニョロはこの制作を続行し、またあらゆる手段をもって当該墓碑を仕上げるものとする。また上記の〔7年以内に完成しない〕場合、墓碑を完成させる期日に関しては、下記に示すバルトロメオ・ドーリアの取り決めに拠ることが望まれる。

次の条項が契約される。ロレンツォ・プッチ閣下はミケラーニョロに、上記の契約期間が始まってからの各月、総額7000金ドゥカーティ相当に達するまで支払うものとする。この総額は、当該墓碑のために教皇ユリウス2世の前述の覚書によって遺された総額10500ドゥカーティの残高である。そして先述のロレンツォ・プッチ掌璽院長閣下による7000ドゥカーティの支払い完了後は、ユリウス2世の〔アジネンシス〕枢機卿殿下がミケラーニョロに対して6000金ドゥカーティ相当を、自身の経費から毎月払いで支払うものとする。先述の枢機卿殿下の求めにより、同枢機卿殿下に対してはジェノヴァの商人バルトロメオ・ドーリア氏が、また上述の敬虔なるロレンツォ・プッチ閣下に対してはベルナルド・ビーニ氏が、各々——つまりバルトロメオ氏は敬虔なる枢機卿殿下と、そしてベルナルド氏は敬虔なるロレンツォ掌璽院長閣下——と次の契約を交わすものとする。すなわちミケラーニョロに対して、上記の通り総額13000ドゥカーティの支払いを代行すること。バルトロメオ氏とベルナルド氏に対して、上記の敬虔なる枢機卿およびロレンツォ・プッチ閣下の各人は、上記の契約によって両人が損害を被ることのないよう取り図る契約を交わすものとする。これらの取り決めは各当事者が全て遵守するものとし、これに違反することは出来ない。契約者の各人は、教皇庁の罰則の下、また宣誓ないしその他通例の規定にしたがって、契約履行の義務を負うものとする。

ローマの教皇庁、上記の敬虔なる〔アジネンシス〕枢機卿執務室にて、現教皇庁主席公証人ガレアツォ・ボスケット閣下、前述の敬虔なる枢機卿の司祭ピエトロ・ダ・コルトーナ閣下を立会人とする。

教皇庁財務局書記フランチェスコ・ヴィゴロージ  
(署名)

### 上記契約書に添付された仕様書

私ミケラーニョロは、下記のことを言明する。教皇ユリウスのための大理石製の墓碑を制作することを、教皇の歿後に当該墓碑計画の相続者となったアジネンシス枢機卿および教皇庁掌璽院長の依頼により引き受けるものとする。制作費は、16500ドゥカーティとする。当該墓碑の構成は下記の形態をとる。

〔墓碑は〕三つの面から眺められる方形で、第4の面は壁に接しており、見る事が出来ない。前面すな

わちこの方形の正面は、幅 20 パルミ、高さ 14 パルミとする<sup>4</sup>。他の 2 面は方形が接する壁に到達しており、幅 35 パルミ、高さ 14 パルミとする。これら 3 面にはそれぞれ二つの壁龕を施す。これらの壁龕は先の方形の周囲をめぐる基台の上に置かれ、これらと併せてピラスター、アーキトレーフ、フリーズとコーニスで飾られる。すなわち、木製の小模型に見える通りである。

先述の六つの各壁龕の中には等身大よりも 1 パルモ程度大きな 2 体の彫像を配し、総数 12 体とする。これらの壁龕の両脇に付す各ピラスターの手前には、同寸の彫像を 1 体配する。すなわち 12 本のピラスターに 12 体の彫像を設けることになる。上述した方形の上の階には、〔木製〕模型に見える通り、四つ脚のカッソーネを置き、この上に先述の教皇ユリウス〔の像〕を安置する。その頭部では彼を支える 2 体の彫像に、足元では別の 2 体の彫像に、それぞれ挟まれている。したがってカッソーネの上には 5 体の彫像を据えることになり、それら 5 体はすべて等身大よりも大きく、等身大の 2 倍を見込む。先述のカッソーネの周りには六つの台座を据える。これらの台座の上には同寸の 6 体の彫像を置き、すべて坐像とする。加えて、6 体の坐像を配するこの同じ階には、当該墓碑の壁面に接する側の上にカベレッタを設ける。このカベレッタは高さ 35 パルミ程度とし、その内部には、その他のあらゆる彫像よりも大きな彫像 5 体を置く。というのも、それらは視点からより離れたところに位置するものだからである。また、先述の相続者たちの意向にしたがって、大理石またはブロンズ製の三つの物語場面を、当該墓碑の各面に設ける壁龕と壁龕の間に、模型に見える通りに設ける。当該墓碑は、私が上記の金額をもって、自身の経費で完成させる義務を負うものとする。その際、当該墓碑を本契約に明示された方法で 7 年以内に仕上げるものとする。当該墓碑の何らかの部分で 7 年で仕上がらなかった場合、私は別の仕事に従事することなく、未完成部分を仕上げるための時間を先述の相続者たちから与えられるものとする。

### 〔解題〕

《ユリウス 2 世墓碑》(fig. 1) は、現在ローマのサン・ピエトロ・イン・ヴィンコリ聖堂の主祭壇右手に壁付けの形で安置されている。当時のローマ教皇ユリウス 2 世が自らの墓碑をミケランジェロ・ブオナローティ (1475-1564) に委嘱したのは 1505 年に溯るが、完成には結果として 40 年の歳月が要された (1545 年完成)。その間に墓碑制作をめぐる交渉された契約は 6 度に及ぶ<sup>5</sup>。これらのうち、現存する契約書は第二次 (1513 年)、第三次 (1516 年)、第五次 (1532 年)、第六次 (1542 年) の 4 点であり、いずれも Gaetano MILANESI, *Le Lettere di Michelangelo Buonarroti*, Firenze, 1875 (reprint 2010) に収録されている。各契約書は、制作および納品に関わる基本的な事務内容 (費用、期限、必要人員等) と、その都度決定された墓碑の仕様を伝えており、墓碑の全体構想の変遷を調査する上で貴重な一次史料となっている。

本稿は、上記の契約書のうち、第二次契約書を翻訳したものである。当該契約書は、ラテン語による本契約および、末尾に付されたミケランジェロによる仕様書、そしてラテン語を解さないミケランジェロのために同時に作成された本契約のイタリア俗語翻訳文書から構成される。訳出にあたっては、上記のミラネージによる編纂本 635-639 頁を底本とし、本契約についてはイタリア俗語版を用いてラテン語版を適宜参照するかたちをとった。以下では《ユリウス 2 世墓碑》の概要と、研究史における第二次契約書の位置づけを示し、さらに当該契約に関連して現存している素描をめぐる問題に言及することで解題としたい。



fig. 1 ミケランジェロ、ラファエッロ・ダ・モンテルレーボ、アントニオ・デル・ボンテ他、《ユリウス2世墓碑》1545年設置、大理石、ローマ、サン・ピエトロ・イン・ヴィンコリ聖堂

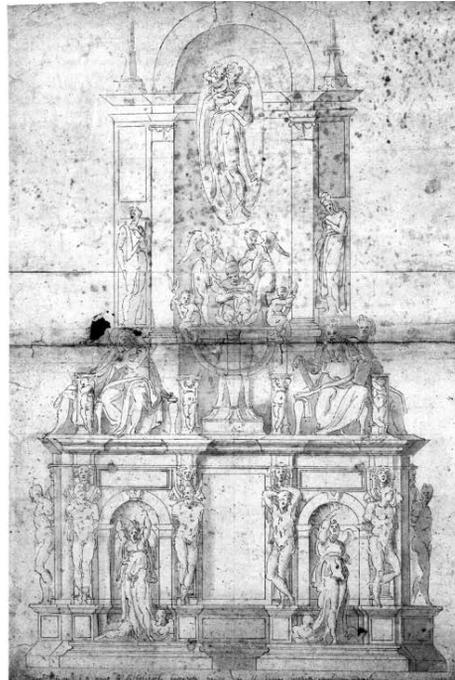


fig. 2 ヤコモ・ロケッティ、《1513年の契約に基づくミケランジェロのユリウス2世墓碑の模写》580×393 mm、ペン・褐色インク、ベルリン、国立博物館版画素描室、inv. no. 15306

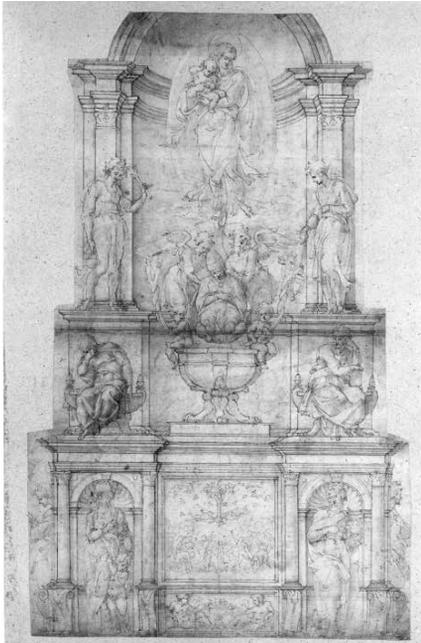


fig. 3 作者不詳、《ミケランジェロ案によるユリウス2世墓碑を表わした素描》510×319 mm、ペン・褐色インク・尖筆・リードポイント、ニューヨーク、メトロポリタン美術館、inv. no. 62931

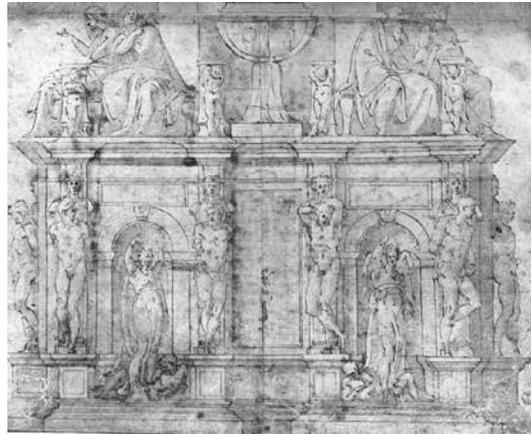


fig. 4 アリストーテレ（もしくはジョヴァンニ・バッティスタ）・ダ・サンガッロ？、《1505年か1513年のミケランジェロ案によるユリウス2世の墓碑の下部と部分的に上部を表した素描》290×361 mm、黒石墨・黄色インク・ペンで描き起こし、フィレンツェ、ウフィッツィ美術館、inv. no. 608Er

## 《ユリウス 2 世墓碑》概要

当該墓碑は 40 年に及ぶ断続的な制作期間において、独立して建つ巨大な建築的モニュメントから壁付けの墓碑へとその構想を段階的に移行した。本稿では、とりわけ第二次契約を含む初期の計画案について、その概要を示す。委嘱された当初の計画案は、ジョルジョ・ヴァザーリおよびアスカニオ・コンディヴィによる各伝記<sup>6</sup>の内容から、4 面から眺められる独立型の方形で、内部に入室可能な菩提所を備えたマウソレウム形式と推察されている。また墓碑のための彫像は、40 体ないしそれ以上<sup>7</sup>を見込んでいた。しかしながらこの最初期の構想については、両伝記作家の記述に食い違いが見られる<sup>8</sup>ほか、その構想を示す素描や契約書といった一次史料を欠いているために、とりわけ上部構造の形態や細部の仕様をめぐっては、見解の一致をみていない。この極めて不明瞭な第一次計画案を再構成するにあたって有力な情報を備えており、また先行研究において根強く参照されているのが、続く第二次計画案に関連する一次史料群である。

1513 年 2 月 21 日にユリウス 2 世が歿すると、これを受けて同年 3 月 6 日に、墓碑をめぐる新たな契約が交わされた。この第二次契約に関連して、本稿にて翻訳を掲載した契約書に加え、①墓碑の全図を示すミケランジェロ真筆の素描(ベルリン国立博物館版画素描室所蔵)と、②ヤコモ・ロケッティによるその模写素描(ベルリン国立博物館版画素描室所蔵 / fig. 2)、③作者不詳<sup>9</sup>の墓碑全図素描(メトロポリタン美術館所蔵 / fig. 3)、④アリストーテレ・ダ・サンガッロ帰属の墓碑下部構造を示す素描(ウフィッツィ美術館所蔵 / fig. 4)が挙げられる。当該契約書のなかでミケランジェロが提示した墓碑の仕様とこれらの素描群を比較すると、最も親近性の高い墓碑構想を表わすのは②の素描である。①については劣化が激しいため、先行研究においては一貫して②が第二次計画案に関連するものと見なされている。また④は人物像の細部描写に若干の相違は見られるものの、建築体など大枠については概ね②と共通している。一方で③については、建築的構造、人物像ともに他の 3 点とは性質を異にするものである。

第二次契約の仕様書によれば、墓碑はこの 1513 年の時点でマウソレウムの形式を放棄しており、1 面を壁付けにすることで壁から大きく突出するかたち<sup>10</sup>をとるモニュメントに変えられた。また上部構造は、教皇の棺の背後にアプシス状をなす「カペレッタ」と称された背の高い空間を設ける構想へと大幅に変更されたことがわかる。契約書ではカペレッタに予定された各彫像の具体的な主題は明記されていないが、聖母子像がアーチ内部に配されたことを先の素描群が伝えている<sup>11</sup>。先行研究においては、この計画案では主として上部構造に変更が加えられたとする見解が主流であり、したがって下部構造については第一次計画案で目指された形態を保持している——すなわちヤコモの素描模写が示すのとほぼ同じもの——と見なされている<sup>12</sup>。さらに当該契約書の仕様書には、ミケランジェロが下部構造について「木製の小模型に見える通りである」と付記される。それゆえこの一文は、すでに第一次計画案のために作成されていた木製模型(現存せず)を踏襲しているとする先行研究での指摘の根拠になるだろう。

《ユリウス 2 世墓碑》が現在の形態に近づく転機を迎えたのは 1516 年の第三次契約である。すでにこの時期、新たにメディチ家が擁立した教皇レオ 10 世によって、同家が代々改修を重ねてきたフィレンツェのサン・ロレンツォ聖堂のファサードがミケランジェロに委嘱されていた。しかし当該墓碑とファサード建設という二つの大事業を両立させるためには前者の計画案の縮小が要されたことから、再契約に至ったのである。この計画案において、下部構造側面の寸法は先立つ計画案に比しておよそ半分の壁龕一つ分に縮小され、したがって未だ完全な壁面墓碑とは言えないまでも、正面の幅が側面のそれを大きく上回り、より壁面構造に近づいた<sup>13</sup>。続く第四次計画案において、サンティ・クワットロ枢機卿によって完成が急がれ、ミケランジェ

ロはサン・ピエトロ大聖堂に安置されていた《ピウス2世墓碑》と同形式——完全なる壁面墓碑として実現する旨を示すことになった<sup>14</sup>。これ以降の契約では、ミケランジェロの手になる彫像を組み込む壁面墓碑として完成させることが最低限の課題とされ、第三次計画案の墓碑正面に示された構造に基づいて、これに改変を加えるかたちで構想が進められた。最終的には下部構造に壁龕とピラスターからなる二つのユニットを、上部構造には角柱の手前にそれよりも細いピラスターを配した、言わば「見せかけの束ね柱」によって建築的枠組みが明示されることになった<sup>15</sup>。

### 第二次契約書の位置づけ

上述の概要にて示したように、《ユリウス2世墓碑》の構想は独立型のマウソレウムから、背面を壁付けにする「突出型」、そして壁面墓碑へと順次その姿を変えてきた。また墓碑に見込まれた彫像の総数についても、最初期の40体ないしそれ以上から、最終的には7体に減じられた。コンディヴィが「墓碑の悲劇<sup>16</sup>」と端的に称した通り、この構想変遷は一般的に「規模の縮小」と見なされる。したがって先行研究では、造形・図像ともに最大の規模を誇った最初期の計画案を再構成することに力点が置かれている<sup>17</sup>。ここにおいて下部構造の形態が第二次計画案において踏襲されていると見なされるために、本稿で取り上げた第二次契約書は先の素描群と共に、当該墓碑研究において最も重要な考察対象になる。

一方で、墓碑の形態変遷を検討する上でも、当該契約内容の精査は不可欠である。というのも、第二次計画案までに墓碑に組み込むことが予定されていた彫像群が、第五次および第六次計画案に至るまで図像として構想のうちに保持されていたからである。とりわけ墓碑の最終形態に挿入された彫像群の一体である《モーセ》は、最初期の段階からその構想に組み込まれ<sup>18</sup>、1513年の第二次契約を受けて実際に着手されていたことがわかっている。また現在ルーヴル美術館に2体、フィレンツェのアカデミア美術館に4体所蔵されている奴隷群像についても、第五次計画案に至るまで下部構造正面の壁龕内あるいは同ピラスターの手前に配す案が示されていた<sup>19</sup>。すなわち、制作過程において一貫して保持されていたモチーフが構想段階で墓碑に挿入されていた意味合いを検討するに際しては、それを示す最も古い一次史料である第二次契約書ならびに関連する素描群の精査が求められ、それゆえにこれらは当該墓碑研究の根幹をなす史料として位置づけることが出来る。

### ヤコモ・ロケッティによる素描をめぐる問題

前述のヤコモ・ロケッティによる素描は、1884年にアウグスト・シュマルゾウ<sup>20</sup>によって見いだされ、1513年の第二次契約に関連するものと位置づけられて以降、通説となった。しかしパノフスキーが本素描を1513年以前の作、つまり第二次計画案への移行期に1505年の第一次計画案に代わるものとして目指された構想とする見解を提示した<sup>21</sup>のを皮切りに、シャルル・ド・トルナイ、フレデリック・ハート、ポール・ジョアンニ德斯らによって、この代替案説が支持されるようになった。

ヤコモの素描を第二次計画案以前に位置づけるに際して、パノフスキーは素描の造形および同時代史料に基づく両観点からその根拠を示している。まず墓碑の建築構造・建築装飾・彫像の配置に関して、本素描は1513年の第二次契約で仕様書に記載された内容と大筋で一致している。しかし両者には細部における幾つかの不一致点<sup>22</sup>を見出せる。パノフスキーは更に建築的細部まで入念に描き込んでいる下部構造に対して、上部構造は簡素かつ「下部構造全体を押し潰すほどの力強さ<sup>23</sup>」を備えており、下部構造との様式

的差異を示すのみならず、それが依然として検討段階にあると見なした。すなわち本素描を、1513年の新しい構想が最終決定される以前に作られた計画案を示すものと結論づけたのである。

一方、1513年の第二次契約書とその約4ヶ月後にミケランジェロと石工アントニオ・ダ・ボンタッシーヴェとの間で交わされた副次契約書<sup>24</sup>において、異なる墓碑の寸法が記されている。すなわち墓碑の下部構造正面について、副次契約では第二次契約時点から幅10パルミ(220cm)・高さ3パルミ(66cm)それぞれ拡張されている。パノフスキーは、ヤコモの素描での下部建築体の比率を同一素描に描かれた他のモチーフに適用した場合、とくにカペレッタ・上部構造の坐像と立像・棺の上の人物像の各寸法が第二次契約の記載値よりも縮小されている点を根拠として、ヤコモの素描を第二次契約の記載寸法が拠っているところの「木製模型<sup>25</sup>」以前の作——すなわち、第二次計画案に至る過渡期に構想された第一次計画の代替案——であると見なしたわけである<sup>26</sup>。

しかし、1513年の第二次契約以前に、最初期のマウソレウム型と本素描が示すカペレッタを備える墓碑という全く様式の異なる二つの計画案が並立していたと仮定するならば、「代替案」としての後者の構想についてコンディヴィとヴァザーリが共通して言及していない点は極めて不可解である。また、現在オックスフォードに所蔵される別の素描には、ヤコモの素描と類似した奴隷像6体のスケッチが残されている<sup>27</sup>。この素描にはシステーナ礼拝堂天井画の《リビアの巫女》の上半身が併せて描かれているため、これらの奴隷像については天井画が除幕された1512年直後の第二次計画案に関連する構想と見なしうる。加えて、ユリウス2世が1510年の秋以降伸ばし続けていたとされる特徴的な顎髭がヤコモの素描では見当たらない点について、バンパツハは、その後サン・ロレンツォ聖堂新聖具室のメディチ公爵像において実現するように、ここにおいてミケランジェロはユリウス2世の「理想的な肖像」を目指したと解している。さらに、1513-14年に制作された実際の下部建築体は副次契約の記載とほぼ同寸であり<sup>28</sup>、これを比率換算するとヤコモの素描とも近似値を示すことがわかる<sup>29</sup>。したがって筆者は、ヤコモの素描を1513年3月の第二次契約に関連するものと見なす従来の見解に立ち、とりわけ第二次契約および同年7月の副次契約を反映して構想された計画案を示すものであると考える。またヤコモの素描では、とりわけ下部構造に配されるピラスター台座やニッチ上部に描かれた方形の区画、カペレッタを支える円柱の台座を見ても、同一モチーフにおける寸法にばらつきが見られ、必ずしも精密な描写がなされているわけではない。それゆえ本素描に描かれた各モチーフの寸法に関する上述のパノフスキーによる議論に対しては、慎重な姿勢をとる必要があるだろう。

さらに墓碑の拡大時期について、第二次契約書において特徴的でありながらこれまで見過ごされてきた点として、墓碑の拡大を目指す姿勢が打ち出されている点を指摘したい。当該契約書に明記された制作費および報酬は総額16500ドゥカーティであり、ミケランジェロがすでに受領済みの額を差し引いた13000ドゥカーティについて、ロレンツォ・プッチとアジネンシス枢機卿が月俸のかたちでミケランジェロに支払う取り決めがなされたことがわかる。この金額に関して、ロレンツォ・プッチが担当する費用は「当該墓碑のために教皇ユリウス2世の前述の覚書によって遺された総額10500ドゥカーティの残高である」と記述されている。それゆえ先行研究では、第一次計画案の段階では墓碑の総額としてこの10500ドゥカーティを予定されており、当該契約で新たに6000ドゥカーティ増額されたと解されている<sup>30</sup>。したがって第二次計画案での大幅な形態の変更は、定説となっているような、壁面墓碑へと至る「縮小計画」の始まりではなく、むしろ「教皇ユリウス2世のかの神聖なる記念の墓碑を建立する」ために、規模の拡大が目指されていたことを示唆するものと考えべきだろう。これは、当該契約に際してミケランジェロに作成が要された素描と木製模型について、

「当該墓碑の〔すでに作られている〕素描と雛形すなわち立体模型にしたがって、あるいは当該墓碑の更なる名誉と美観のために彼〔ミケランジェロ〕が〔今後〕作りうる限りの素描と模型にしたがって〔完成させること〕」と記されていることから裏付けられよう。つまりこの契約書の文面からは、委嘱者サイドが墓碑の拡大については積極的に容認する構えであったことが読み取れるのである。それゆえ、1513 年 3 月の第二次契約の段階から同年 7 月の副次契約の間に寸法が拡張された点についても、第二次契約に即した制作上の改変と見なすことが可能となるだろう。

## 註

- レオナルド・グロッツ・デッラ・ローヴェレ (Leonardo Grosso della Rovere, 1464-1520) は 1487 年 12 月 9 日、フランス南西部に位置するアジャン (アジエンシス教区) の司教に任命された。1505 年 12 月 1 日には枢機卿位に就き、名義教会で司祭枢機卿を務め、1517 年 3 月 9 日には、後に《ユリウス 2 世墓碑》が安置されることになるローマのサン・ピエトロ・イン・ヴィンコリ聖堂の司祭枢機卿に任命されている。1513 年 2 月 21 日にユリウス 2 世が歿したことを受け、デッラ・ローヴェレ家のレオナルドが当該墓碑制作の相続者となった。
- ロレンツォ・ブッチ (Lorenzo Pucci, 1458-1531) は本来ピサ大学で法学の教鞭をとっていたが、聖職者になり、1509 年にはピストイアの司教助手に就いた。ユリウス 2 世の歿後、教皇になったメディチ家出身のレオ 10 世が 1513 年 9 月 23 日にロレンツォをローマのサンティ・クワットロ・コロナーティ教会の枢機卿に任命し、同時に教皇秘書として重用した。イタリア、フランス各地の教区における行政官を歴任する傍ら、1514 年には教皇補佐官として活躍し、在任中の 1520-29 年には教皇庁内教院長を兼任している。芸術にも造詣が深く、ユリウス 2 世歿後の当該墓碑制作の相続をデッラ・ローヴェレ家出身のアジエンシス枢機卿と共に請け負った。
- ミケランジェロを指す。
- 1 バルミは約 22cm で換算される。すなわち第二次契約書にミケランジェロが記した墓碑の大きさは、幅 440 cm、高さ 308cm となる。
- 当該墓碑をめぐる 6 度の契約は、1505、1513、1516、1524-25、1532、1542 年に交わされた。
- ジョルジョ・ヴァザーリは 1550 年に『美術家列伝』第一版を出版し、ミケランジェロ歿後の 1568 年には修正を施した第二版が刊行された。この第二版執筆の背景には、1553 年にアスカニオ・コンディヴィがミケランジェロの指導のもとで記した『ミケランジェロ伝』の刊行を挙げることが出来る。したがってヴァザーリによる列伝第二版では、コンディヴィの記述を受けて、第一版とは部分的に異なる見解が示されている。当該の《ユリウス 2 世墓碑》の最初期の計画案についても、その図像構想・解釈をめぐる、第二版においては情報の修正・増補がなされている。Giorgio VASARI (a cura di Rosanna Bettarini e Paola Barocchi), *Le Vite de' più eccellenti pittori, scultori, e architettori, nelle redazioni del 1550 e 1568*, VI, Firenze, 1966, pp. 25-30; Ascanio CONDIVI (a cura di Giovanni Nencioni con saggi di Michael Hirst e Catherine Elam), *Vita di Michelangelo Buonarroti (1553)*, Firenze, 1998, pp. 22-26, 46-49.
- 最初期の構想における彫像数について、伝記では、コンディヴィが 40 体以上と記しているのに対して、ヴァザーリ (第二版) は 40 体としている。CONDIVI, *op. cit.*, p. 25; VASARI, *op. cit.*, p. 27.
- コンディヴィとヴァザーリ第二版 (第一版では《勝利》をめぐる誤った記述が見られるほか、墓碑自体の記述も曖昧である。) の記述内容を比較して、パノフスキーが指摘した両者の相違点は次の 6 点——①墓碑内部の菩提所の形態、②上部構造の建築形態および彫像、③菩提所の入り口の総数、④付属する彫像の総数、⑤墓碑の周囲を取り巻くように配す壁龕と彫像の有無、⑥最頂部に置く棺の形態である。Erwin PANOFSKY, "The First Two Projects of Michelangelo's Tomb of Julius II", in *The Art Bulletin*, vol. 19, No. 4, Dec. 1937, p. 563.
- ニューヨークのメトロポリタン美術館所蔵の素描は墓碑全図を示している点で貴重であり、ハーストはミケランジェロによる真筆とする見解を示した (Michael HIRST, "A Project of Michelangelo's for the Tomb of Julius II", in *Master Drawings* 14, no. 4, 1976, pp. 375-82)。しかし現在本素描をミケランジェロの手に帰すことは、主として筆致の特徴の相違を指摘することによって否定されている。本素描が公開されたアルベルティーナ美術館での最新の展覧会カタログ (Achim GNANN, *MICHELANGELO; The Drawing of a Genius, Vienna, 2010*) では、ミケランジェロ周辺の製図工による作とする説 (Horst BREDEKAMP, "Ende (1545) und Anfang (1505) von Michelangelos Juliusgrab: Freigrab oder Wandgrab", in *Totenkult und Wille zur Macht: die unruhigen Ruhestätten der Päpste in St. Peter*, Darmstadt, 2004, pp. 61-83) を採っている。またその制作時期については、ハーストが本素描の下部構造に設けられたニッチ内の女性像を「信仰」および「慈悲」と見なし、これが第二次契約内容と矛盾するために、1513 年以前のものであるとした (更にハーストはヤコモの素描を第二次契約に先立つ代替案であるとの見解に立っており、本素描をそれに先立つ作としている)。一方、

- アルベルティーナ美術館のカatalogでは、建築構造の特質、システーナ礼拝堂天井画と類縁関係にあるモチーフ、ルーヴル美術館所蔵の当該墓碑を示す素描（本稿では④ [fig. 4]）として提示した。当カatalogではこれを第二次契約に関連するミケランジェロによる真作と見なしている。）との親近性を指摘した上で、1512-13年に同定している。
- 10 契約書に記載された通り、突出部すなわち下部構造の寸法は高さ14パルミ（308cm）であり、幅については正面で20パルミ（440cm）であるのに対して、側面ではその倍近い35パルミ（770cm）を誇るものである。
- 11 トルナイは、第二次契約の時点でユリウス2世の相続者の意向によって聖母子像の挿入が決定されたと見なしている。Charles de TOLNAY, *MICHELANGELO, vol. IV: The Tomb of Julius II*, Princeton, 1954, p. 32.
- 12 下部構造をめぐるヴァザーリとコンディヴィの記述が、ヤコモラの素描群と形態の類似を見せていることを根拠として、先行研究では第一次計画案の下部構造と上部基壇は第二次計画案に引き継がれたと見なし、これらの素描群が第一次計画案の再構成に直接転用されている。TOLNAY, *op. cit.*, p. 33.
- 13 第三次計画案では、同時進行していたサン・ロレンツォ聖堂のファサード計画との関連性から、それまでの構想とはやや異質の極めてマッシヴな建築的構造が前面に打ち出された。それはとりわけ上部構造に、下部構造の正面に設けた壁龕を挟み込むピラスターを視覚的にはそのまま上部へと延長するように設置する円柱の構造を持ち込んだことに顕著である。当該計画案の仕様については第三次契約書に記載されている。Gaetano MILANESI, *Le Lettere di Michelangelo Buonarroti*, Firenze, 1875 (reprint 2010) pp. 644-651.
- 14 1525年9月4日付、ミケランジェロからフランチェスコ・ファットウッチ宛の書簡には次の文面が記されている。“Del fare decta sepulture di Iulio al muro, chome quelle di Pio, mi piace, e è chossa più bervie che i' nessuno altro modo.” in Paola BAROCCHI, *Il Carteggio di Michelangelo*, vol. 3, Firenze, 1973, p. 166.
- 15 実現した墓碑に組み込まれた彫像は、下部構造中央に《モーセ》、その両脇に設けた壁龕にそれぞれ《レア》と《ラケル》、上部構造では中央手前の石棺の上に《教皇》、その背後の半円アーチの壁龕に《聖母子》、左右の長方形の壁龕にそれぞれ《巫女》と《預言者》である。これらのうち、ミケランジェロ自身による制作は《モーセ》に限られる。《レア》と《ラケル》はミケランジェロの手がより多く入っているとされるが、その他の彫像群については弟子の手に委ねられた。TOLNAY, *op. cit.*, pp. 121-128.
- 16 CONDIVI, *op. cit.*, p. 47.
- 17 第一次計画案の再構成をめぐる議論については、パノフスキーおよびトルナイが今なお主軸となっている。PANOFSKY, *op. cit.*, pp. 561-579; TOLNAY, *op. cit.*
- 18 ヴァザーリおよびコンディヴィによる各伝記には、最初期の計画案について言及する中で、《モーセ》の存在が明示されている。それによればこの彫像は、上部構造の基壇の四隅に安置される巨大坐像群のうちの一として構想されていた。VASARI, *op. cit.*, pp. 27-29; CONDIVI, *op. cit.*, pp. 24-25.
- 19 奴隷群像のモチーフは最初期の計画案において墓碑の下部構造にめぐらされたピラスターの手前に配す構想がとられていた。実際に着手されたものは6体であり、そのうちルーヴル美術館の2体は、1513年の第二次計画案を受けて制作されたことがミケランジェロによる書簡（MILANESI, *op. cit.*, Firenze, p. 391）から推察されている。これら2体は第五次契約時点でローマに移送されたと考えられ（TOLNAY, *op. cit.*, p. 55）、第六次契約が結ばれた直前にはこれらを正面の二つの壁龕に安置する案も浮上していたことが書簡から推察される（MILANESI, *op. cit.*, p. 486）。一方アカデミア美術館所蔵の4体もまた、最初期の計画案においては先の2体と同グループをなす奴隷のモチーフとして構想されたが、これらは先の2体よりも遅れて着手されたと思われる。トルナイは第五次計画案において正面の4本のピラスターのための彫像としてこの4体を挙げている。TOLNAY, *op. cit.*, pp. 60-61.
- 20 August SCHMARSOW, “Ein Entwurf Michelangelos zum Grambal Julius II”, in *Jahrbuch der Königlich Preussischen Kunstsammlungen* 5, 1884, pp. 63-77.
- 21 PANOFSKY, *op. cit.*, pp. 561-579.
- 22 第二次契約書で提示された墓碑の仕様に対してヤコモの素描に見られる不一致として、パノフスキーは次4点を挙げている——「四つ脚のカッソーネ」が堅牢な台座に支えられている点、「等身大の2倍を見込む」べきカッソーネ上の彫像群が「等身大より1パルモ程度大きな」下部構造の彫像群よりも小さい点、カペレッタ内部に配する5体の「彫像」に含まれる聖母子像がレリーフ状に表されている点、カペレッタの両脇に残されている長方形の区画には聖母子像と同グループに属する「その他のあらゆる彫像よりも大きな彫像」の挿入は見込めない点である。PANOFSKY, *op. cit.*, pp. 566-567.
- 23 パノフスキーによる原文では“.....while the upper zone [中略] is simplified and powerful so as to crush everything beneath it”と記述されている。PANOFSKY, *op. cit.*, p. 567.
- 24 1513年7月9日、ミケランジェロと石工アントニオ・ダ・ボンタッシーヴェによる《ユリウス2世墓碑》をめぐる副次契約書を指す。当該墓碑の寸法が記載された該当箇所を以下に抄訳する。  
「この作品〔ユリウス2世墓碑〕には前方への突出面があり、素描が示す通り、それは幅30パルミ程度、高さ17パルミである。」（原典についてはミラネージを参照。MILANESI, *op. cit.*, p. 640.
- 25 1513年の第二次契約書に記載された「木製模型」はすでに失われており、その全貌および制作年代も不明である。契約書では、第一次計画案を踏襲していると見なされるところの下部構造および基壇についてのみ、この模型の参照が促されている。この極めて些細な点に留意するならば、筆者の見解では、この模型は第一次計画案に関連して作られたものと思われる。

- 26 パノフスキーは、本文で示した根拠に基づいてヤコモの素描をより早い時期に帰属することで、下部構造の拡張がなされた時期について、実際には 1513 年 3 月の第二次契約から同年 7 月の副次契約の間ではなく、ヤコモの素描制作時期から木製模型の制作時期（すなわち第二次契約以前の一定期間）になされた変更であると位置づけた。PANOFSKY, *op. cit.*, p. 566, note 16.
- 27 シャルル・ド・トルナイは、オックスフォードのフォリオに描かれた奴隷 6 体を、それぞれ対をなす造形を示す 2 体 1 対として 3 グループに分けることで配置案を提示している。TOLNAY, *op. cit.*, pp. 34-35.
- 28 1513-14 年に制作された下部構造の建築体は、幅 30×高さ 16 パルミである。これは 7 月の副次契約に記された幅 30×高さ 17 パルミと、ほぼ同寸と見なしうる。
- 29 下部構造の高さと幅を比率換算すると、7 月の副次契約では 1 : 1.76、ヤコモの素描では 1 : 1.68 であり、ほぼ同寸と考えられる（比率値はアルベルティーナ美術館カタログによる）。Carmen C. BAMBACH, “Giacomo Rocchetti (or Rocca), Copy after Michelangelo’s Draft for the Tomb of Pope Julius II in the Kupferstichkabinett, Berlin”, in GNANN, *op. cit.*, p. 168.
- 30 TOLNAY, *op. cit.*, p. 32.

#### [図版出典]

figs.1-3 Achim GNANN, *MICHELANGELO; The Drawing of a Genius*, Vienna, 2010 / fig. 4 シャルル・ド・トルナイ『ミケランジェロ素描全集 1』摩寿意善郎日本語版監修、講談社、1978